

# 事業者向け省エネ促進事業 業務委託仕様書

## 1 業務の目的

地球温暖化や化石燃料の枯渇等の地球規模の環境問題が顕在化する中、省エネ対策の取組や環境負荷の少ないエネルギーの利用促進が求められている。

本事業は、県内のより多くの事業者（産業・業務・運輸部門）に対し、省エネ対策の取組、再生可能エネルギーの導入促進などによる、温室効果ガス排出量削減の取組の一層の促進を図ることを目的として実施するものである。

## 2 業務の名称

事業者向け省エネ促進事業

## 3 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日まで

## 4 業務の内容

事業者に対し、客観的かつ公平な観点から、具体的な省エネ事例や再生可能エネルギーの導入に関する情報などの具体的な取組方法を紹介するセミナーや県内の省エネ先進事業者の見学会を実施し、省エネ対策の取組促進を支援する。

### (1) セミナー及び現地見学会の開催

事業者の省エネの取組を円滑かつ具体的に促進するため、以下の条件で、セミナー及び現地見学会を実施すること。

- ・ セミナーは産業・業務部門を県北地区、県央地区の2会場で、運輸部門は県央地区の1会場の計3会場で開催すること。
- ・ 当日は対面形式とWeb形式を併用して開催することとし、オンラインによる参加が可能となるよう通信・運営体制を構築すること。
- ・ 特に産業・業務部門については、セミナーの最後に参加者同士による意見交換等の機会を設けること。
- ・ 県内の省エネ対策を積極的に実施している事業者への現地見学会を1回は開催すること。
- ・ その他、産業・業務部門及び運輸部門の業態に応じた実践行動の促進を図るため、開催内容、講師及び開催方法等について十分に検討し、県担当者との協議の上決定すること。
- ・ セミナー及び現地見学会終了後にアンケート調査を実施し集計を報告すること。
- ・ セミナーの運営にあたっては、宮崎県グリーン購入基本方針に基づく「令和4

年度環境物品等の調達方針」21-14 会議運営の判断基準等に準じて行うこと。

(2) その他、事業者へのフォローアップ

上記(1)の他、契約期間において県内事業者に対し、メール配信やHP等の媒体により、適切な情報の発信を行うこと。

## 5 成果品等の納入場所及び事業報告

- (1) 納入場所 宮崎市橘通東2丁目10番1号 宮崎県庁7号館 環境森林課
- (2) 提出期限 業務完了後直ちに提出
- (3) 提出書類 実績報告書(様式7)(セミナー等での配布資料等も添付)  
実施内容 (様式8)  
収支報告書(様式9)

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 本業務により作成された成果品等の著作権は宮崎県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、県と打ち合わせを行わなければならない。また、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務実施上必要と認められるものについては、県と協議することとする。

## 7 その他

- (1) 委託料のほか、本委託業務を実施するにあたって必要となる経費は、受託者が負担すること。  
(委託料の対象経費は、人件費、交通費、電話・郵便等の通信費、チラシ・資料等の印刷費、事務用品の物品費等とする。)
- (2) 適切な情報提供等が実施できるよう、事業者の温室効果ガス排出量削減に関する最新の情報収集等に努めること。